

最新判決情報

2025 年

[11 月裁判所 HP 公開分]

●飲めるフレンチトースト事件

知財高裁 令和 7 年 10 月 29 日	
令和 7(行ケ)10040 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)	
当事者	原告: 株HUGE 被告: 特許庁長官
対象商標等	本願商標 飲めるフレンチトースト (標準文字) 第 30 類「フレンチトースト、冷凍フレンチトースト」 第 43 類「フレンチトーストを主とする飲食物の提供」
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 6 号)

判決要旨:

食品業界では、「飲めるフレンチトースト」「飲めるパンケーキ」「飲めるみたらし団子」「飲めるピザ」「飲めるハンバーグ」「飲めるサーロインステーキ」などと称する飲めるような食品、すなわち嘴まずに飲めるほど柔らかい食感の食品が広く流通、提供されている取引の実情があり、「飲める〇〇」とのフレーズは上記のような商品の特性や優位性(食感、特徴)を表すための比喩的な表現として取引上普通に採択、使用されているとして、本願商標は構成文字全体で「飲める(ような)フレンチトースト」又は「飲むことができる(ような)フレンチトースト」程度の意味合いを認識、理解させ、一般消費者をして商品の特性や優位性(食感、特徴)を比喩的に表現した表記と一般に認識させるもの(需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標)と判断された。

コメント:

取引の実情に基づく判断である。

●牛たんけやき事件

知財高裁 令和 7 年 10 月 30 日	
令和 7(行ケ)10050 審決取消請求事件 (原審:拒絶査定不服審判)	
当事者	原告: BLOOM(株) 被告: 特許庁長官
対象商標等	本願商標  第 43 類「飲食物の提供」 引用商標 
結論	非類似(商標法 4 条 1 項 11 号)

判決要旨:

構成上、本願商標中「けやき」、引用商標中「KEYAKI」「けやきの漢字」の文字部分を要部として比較し、類否判断をすることは許されたとして、本件樹木(ケヤキ)の名称は飲食店の店名に比較的よく使用され、需要者等に知られるものと推認されるため(飲食店検索サイトで「けやき」2648 件、「ケヤキ」289 件)、本願商標中「けやき」の文字部分の出所識別標識としての機能は弱いものと言わざるを得ず、引用商標の文字部分とのデザインも異なるから、それ以外の構成部分も考慮して両者が全体として出所の誤認混同を生ずるおそれがあるか否かを検討すると、本願商標は「ケヤキ」のほか「ギュウタンケヤキ」の称呼が生じ、本件樹木のほか「牛たんを提供するけやき」という名称の飲食店の観念も生じるから、これらを総合すると、両者は互いに紛れるおそれのある類似の商標とは認められないと判断された。

コメント:

特許庁の審決が覆されたケースである。

●KENTAUROS 事件

知財高裁 令和 7 年 10 月 16 日		
令和 7(行ケ)10044 審決取消請求事件 (原審:無効審判)		
当事者	原告:(株)ユナイテッドエフオート 被告:(-社)MC KENTAUROS	判決要旨: ケンタウロスクラブ(モーターサイクルクラブ)は、昭和 39 年の結成以後、漫画やアニメ映画がきっかけとなって昭和 50 年代後半から、オートバイ愛好者を中心に知られていたということができ、引用商標も同程度に知られていたと推認することができる。しかし、引用商標を付した商品の販売期間、販売数、市場におけるシェア、広告宣伝の実情などを認めるに足る証拠はなく、ケンタウロスクラブをモデルとする漫画、アニメ映画、能舞台公演も、その発行部数や観客数等は不明で、本件商標の出願・登録査定時においては既にこれらの公開から 40 年前後が経過している、などとして引用商標の周知性は否定された。
対象 商標等	本件商標  第 21 類 引用商標  第 21・25 類ほか	コメント: 周知性の判断にあたっては、新聞等に「伝説の」モーターサイクルクラブと紹介されていることや、引用商標を付した商品がフリマサイト等で「激レア」「希少品」などと紹介されていることが、引用商標の認知度が下がり、知る人ぞ知る伝説的な存在として限定された範囲内でのみ認識されていた、とのマイナス評価の理由となっている。
結論	周知性なし(商標法 4 条 1 項 8・15・19 号)	

●STARBOSS 事件

知財高裁 令和 7 年 10 月 20 日		
令和 7(行ケ)10036 審決取消請求事件 (原審:無効審判)		
当事者	原告:スターパックス コーポレイション 被告:ケンコーマン(株)	判決要旨: 本件商標と引用商標とは、その外観・称呼・観念においていずれも相違し、これらによって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すると、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである(11 号)。また、両者は非類似の商標であるところ、各引用商標が需要者間に広く認識されていることや、我が国を訪問する外国人が増加していることなどを考慮したとしても、本件商標をその指定商品に使用すると、当該商品が原告と関係のある営業主の業務に係る商品であると誤信させるおそれがあるということはできない(15 号)、と判断された。
対象 商標等	本件商標 STARBOSS (標準文字) 第 32 類「ビール、清涼飲料」ほか 引用商標 1. STARBUCKS ほか全 4 件	
結論	非類似・混同なし(商標法 4 条 1 項 11・15 号)	

●AFURI 事件

知財高裁 令和 7 年 10 月 30 日	
令和 7(行ケ)10038 審決取消請求事件 (原審:無効審判)	
当事者	原告:吉川醸造(株) 被告:AFURI(株)
対象 商標等	本件商標 AFURI 第 33 類「清酒、焼酎、合成清酒、 白酒、直し、みりん、洋 酒、果実酒、酎ハイ、中国 酒、薬味酒」ほか
結論	識別力あり(商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号) 公序良俗に反しない(4 条 1 項 7 号) 判決要旨: 「阿夫利」の名称は、建物、トンネル、林道、橋等の名 称の一部、校歌や町おこしの歌、イベントや商品名に 使用されていることが認められるが、これらは「大山」 ないし「阿夫利神社」にちなんだ名前が用いられてい ると理解することができ、学校使用の地図にも原告主 張の「阿夫利山地域」に相当する「大山の近郊地域」 の通称を指すものとして「阿夫利」の語が掲載されて いるものは存在しない、などとして、「阿夫利」が「阿夫 利山地域」の名称であるとは認められず、そのローマ 字表記である本件商標も、商品の産地、販売地表示 にはあたらないと判断された。 また、被告が大山(阿夫利山)に隣接する地に店舗を 構えラーメン事業を展開し、大山付近において「阿夫 利」の文字が商品名等に様々に使用されていることを 認識していたと容易に推認し得るとしても、「阿夫利」 の語が当該地域の名称であるとは認められないから、 被告が当該地域の住民において「阿夫利」の語が当 該地域を意味する言葉と認識されていることを熟知し ていたとは認めることができない、被告は阿夫利山地 域で事業を行う原告に対し本件商標に基づき商標権 侵害訴訟を提起し、同地域で「阿夫利コーヒー」なる 名称でコーヒー店を営もうとする事業者に対して「阿夫 利」の語の使用を許可しなかったことが認められるし ても、自らが有する商標権に基づいた権利行使から直 ちに本件商標の出願が社会的相当性を欠くと評価さ れるものではない、と判断された。 コメント: 上のとおり、別途、両当事者間で侵害訴訟が係属中 である。

●埋金セット立体商標事件

知財高裁 令和 7 年 11 月 13 日		
令和 7(行ケ)10042 審決取消請求事件 (原審:無効審判)		
当事者	原告:X 被告:Y	判決要旨: 本件商標の構成は埋金法(開運法の一種)を行う場合に通常用いられている一般的な構成であるとは認められず、同業者間で一般的・慣用的に使用され、自他識別力を失う状況に至っていた慣用商標と認めることはできない(3条1項2号)、本件商標は収納箱の立体的形状と自他識別力を有する図形(方位盤等の図形)及び文字(「土金兼備祭」等の文字)との組合せからなり、指定商品等の特徴を普通に用いられる方法で表示する標章「のみ」からなる商標には該当しない(同3号)などして、識別力を欠くものではないと判断された。 また、原告の商品販売状況に照らすと、引用商標が原告の業務に係る商品等を表示するものとして、同種商品の需要者の相当程度の割合に達する程度の層に認識されるに至っていたと認めるに足る立証はないなどとされ、引用商標の周知性は認められなかった。
対象商標等	本件商標  引用商標 	第 21・45 類 コメント: 原告はこのほか、手続違背、3条1項6号、4条1項7・15・16・19号に関する主張もおこなっていたが、いずれも認められなかった。
結論	識別力あり(商標法3条1項2・3号) 引用商標周知性なし(4条1項10号)ほか	

●ROG 事件

知財高裁 令和 7 年 10 月 21 日		
令和 7(行ケ)10045 審決取消請求事件 (原審:不使用取消審判)		
当事者	原告:華碩電腦股ふん有限公司 被告:Y	判決要旨: 被告は、本件使用商標4・5(社会通念上同一の商標)をプリントしたTシャツを店舗に納品し、また本件使用商標6(同上)を価格表に表示し取引先に頒布していたなどとして、使用の事実が認められた。
対象商標等	本件登録商標 ROG (標準文字) 第 25 類「Tシャツ」ほか 本件使用商標 4.  5.  6. 	コメント: 本件使用商標4・5は単なるデザインで商標的使用ではない旨の原告の反論も、デザイン化の度合いは高いものではなく出所識別機能が失われるわけではないなどとして認められなかった。
結論	使用あり(商標法50条1項)	

●ミニトートバッグ等形態模倣事件

大阪地裁 令和7年11月13日		
令和6(ワ)10842 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告:Style On株 被告:株京童	判決要旨: それぞれのバッグ及び財布の形態につき細かく対比をおこなったうえで、共通する態様については既に同一ないし類似の形態が存在していたとして、実質的同一性の判断において重視することはできないとし、他方で相違する態様が存在することから、いずれの形態も実質的に同一(不競法2条5項)とはいえない、「形態」を「模倣」(2条1項3号)したものとは認められないと判断された。
対象 商標等	原告商品 1.  2.  被告商品 1.  2. 	コメント: 原告の商品形態のデザイン過程を立証するよう、被告や裁判所から繰り返し求められながら、原告はこれを直接示す証拠を一切提出することができなかつたとの訴訟経過を踏まえ、原告商品の形態が原告の労力等を投下して開発した成果たる「他人の商品の形態」に当たることについても疑義があるといわざるを得ない、とも述べられている。
結論	形態模倣にあたらない(不競法2条1項3号)	

●紋次郎いか図柄事件

知財高裁 令和7年9月24日		
令和6(ネ)10007 著作権侵害差止等請求控訴事件 (原審:令和5(ワ)70139)		
当事者	控訴人:X1,X2,X3,X4,(株)スーン 被控訴人:(株)一十珍海堂	判決要旨: 被控訴人は、そのウェブサイトに「紋次郎いかの由来」として、昭和47年当時テレビで流行っていた木枯し紋次郎がくわえていた長い楊枝を串に見立てたことによる旨記載しており、「紋次郎いか」(被控訴人商品の珍味菓子)の名称が本件テレビ作品の主人公である木枯し紋次郎に由来することが認められるとともに、被控訴人図柄は本件テレビ作品に依拠して作成されたものであると推認される。また、被控訴人図柄は、大きな三度笠、長い縦縞模様の道中合羽、細長い楊枝、長脇差といった本件画像の創作的表現をなす部分を全て兼ね備え、本件テレビ作品の紋次郎の画像の翻案と認められる、として翻案権、公衆送信権の侵害が認められ、損害賠償の請求(使用料率1%)も認められた。
対象 商標等	本件画像(テレビ作品紋次郎画像)  被控訴人図柄 	コメント: 「木枯し紋次郎」は小説をもとにテレビ作品等が制作されており、控訴人らは二次的著作物(テレビ作品)についての原著作者(小説の作者)の権利を引き継ぐものである。本件において原審の判断が覆された。 なお、不競法上の主張については、商品等表示性が認められず、請求は認められなかった。
結論	侵害(著作権法112条1項)ほか	